

中間貯蔵施設に係る指針（平成 26 年 12 月 環境省水・大気環境局中間貯蔵施設チーム）

（土壌貯蔵施設（Ⅱ型）に係る指針）

第 4 条 ……除去土壌……の貯蔵の指針は、次のとおりとする。……

一 （略）

二 貯蔵地からの浸出水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ （略）

ニ 貯蔵地からの浸出水による貯蔵施設の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備（地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備をいう。以下同じ。）により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

（１）～（４） （略）

（５）地下水集排水設備から排出される地下水の事故由来放射性物質の放射能濃度を常時監視し、かつ、記録すること。

（以下略）